

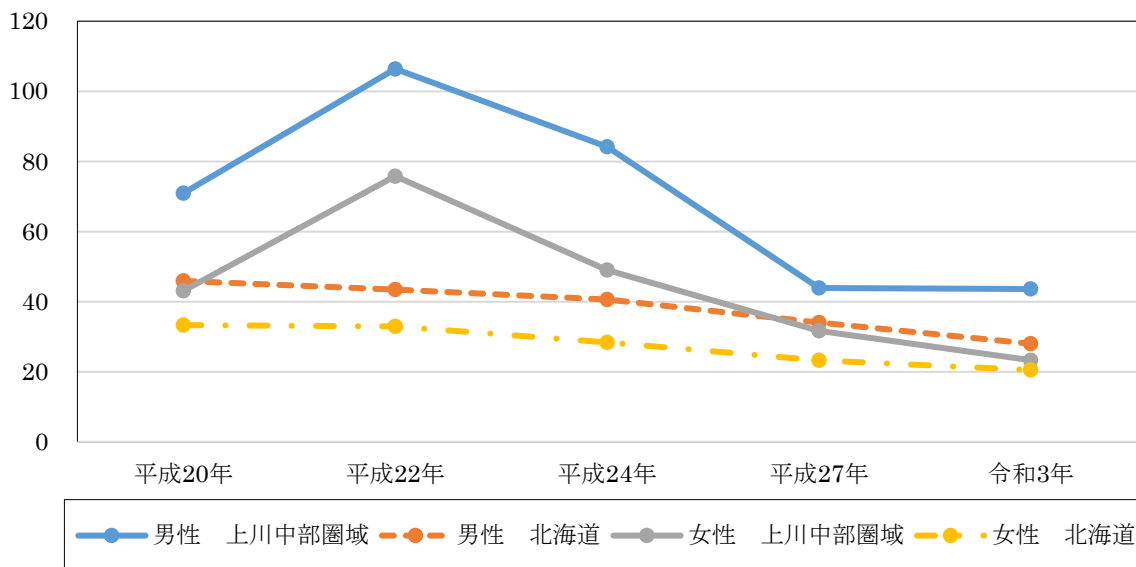
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

1 現状

(1) 死亡の状況*1

- 上川中部圏域では、令和3年に922人が心疾患を原因として死亡しており、死亡数全体の16.6%（全道14.2%）を占め、死因の第2位となっています。
- その内訳は、多い順から心不全39.0%（全道46.0%）、その他の虚血性心疾患27.5%（全道14.1%）、急性心筋梗塞13.6%（全道12.7%）です。
- 急性心筋梗塞の死亡率（人口10万対）は、直近では、男女ともに全道より高く、男性は43.6（全道28.0）、女性23.3（全道20.5）となっています。

【急性心筋梗塞 死亡率（人口10万対）】



		平成20年	平成22年	平成24年	平成27年	令和3年
男性	上川中部圏域	70.9	106.4	84.2	43.9	43.6
	北海道	45.9	43.4	40.6	34.0	28.0
女性	上川中部圏域	43.1	75.8	49.0	31.7	23.3
	北海道	33.3	32.9	28.4	23.3	20.5

(2) 健康診断の受診状況

- 急性心筋梗塞の発症を予防するためには、定期的な健診の受診により高血圧、脂質異常症、糖尿病等の危険因子を早期に発見し、治療することが重要ですが、令和4年度の上川中部圏域の特定健康診査の受診率は33.1%で、平成29年（27.1%）より向上しており、全道（29.7%）と比較すると、高い状況です。*2
- 令和4年度特定健康診査受診者のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者*3の割合は20.3%（全道20.3%）、内臓脂肪症候群予備群*4の割合は、10.2%（全道11.0%）となっています。

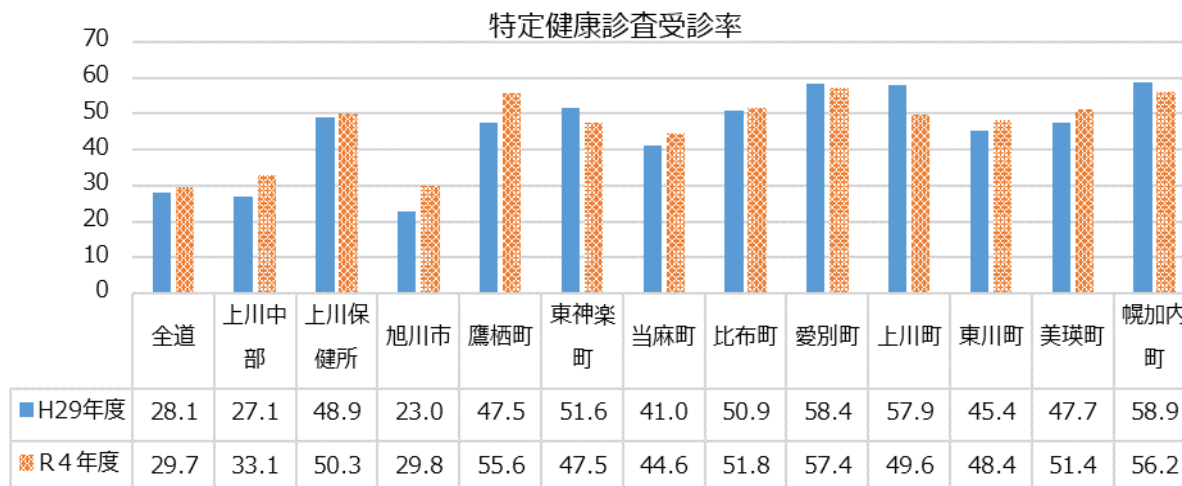
*1 地域保健情報年報(令和4年度のデータをもとに算出)

*2 特定健診特定保健指導実施結果集計表(令和3年度法定報告速報値)

*3 内臓脂肪の蓄積(主に腹囲により測定)に加え、血中脂質、血圧、血糖基準のうち、2つ以上に該当する者

*4 内臓脂肪の蓄積(主に腹囲により測定)に加え、血中脂質、血圧、血糖基準のうち、1つに該当する者

【令和4年度特定健康診査受診率】



(3) 入院及び外来自給率について*1

上川中部圏域における心疾患の圏域内自給率は、入院 97.3%、外来 98.4%と高い割合となっており、ほぼ圏域内で医療を完結しています。

(4) 医療機関の状況

(急性期医療を担う医療機関について)

- ①放射線等機器検査、②臨床検査、③経皮的冠動脈形成術の全てが、24 時間対応可能である急性期医療を担う公表医療機関は、6 か所（輪番制を含む）となっています。*2
- 冠疾患専用集中治療室（CCU）を有する病院は、3 か所です。*3
- 開心術及び大動脈瘤手術が可能な医療機関は2 か所です。*4

(回復期医療を担う医療機関について)

- 「心大血管疾患リハビリテーションⅠ」又は「Ⅱ」の保険診療に係る届出医療機関（令和5年4月1日現在）は、7 か所です。*2

2 課題

(疾病の発症予防)

- 特定健康診査の意義を広く周知するとともに、心血管疾患の危険因子である高血圧や脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム、喫煙習慣がある者への支援を早期に開始し、心筋梗塞等の心血管疾患の発症予防に努めることが必要です。
- 施設内禁煙等の環境づくりを推進するなど、受動喫煙防止対策の強化が必要です。

(医療連携体制の充実)

- 患者の受療動向を踏まえて、急性期における専門的治療を速やかに受けることができるよう、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連携体制の充実・強化が必要です。
- 急性期から維持期までの病期に応じて、一貫したリハビリテーションが受けられるよう関係機関の連携体制の充実が必要です。
- デジタル技術の活用により、効率的な医療機関間や地域間連携を進め、医療が継続して実施される体制を推進することが必要です。

*1 北海道国民健康保険・退職者国保、後期高齢者医療制度レセプトデータ（令和4年度）

*2 保健福祉部健康安全局「医療機関の公表調査結果」（令和5年4月1日現在）

*3 北海道上川保健所調（北海道厚生局届出数）

*4 北海道医療機能情報公表システム（令和5年4月現在）

(在宅療養が可能な体制)

再発及び合併症を予防するための治療や基礎疾患の管理、再発時の対応方法について、地域の医療機関と専門的医療機関との連携体制の充実が必要です。

3 必要な医療機能**(1) 発症予防****(かかりつけ医)**

- 高血圧、脂質異常症、糖尿病等の基礎疾患に対する治療や喫煙、ストレス等の生活習慣の改善を促し、心筋梗塞等の心血管疾患の発症を予防します。
- 急性心筋梗塞を疑う症状出現時の対応について、本人及び家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。

(2) 応急手当・病院前救護**(本人及び家族等周囲にいる者)**

- 発症後、速やかに救急要請を行います。
- 心肺停止が疑われるものに対して、AEDの使用を含めた救急蘇生法等の適切な処置を行います。

(消防機関と急性期医療を担う医療機関の連携)

- 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送します。
- メディカルコントロールに基づく適切な観察・判断・処置を行います。

(3) 急性期医療**(救命救急センター及びCCUを有する医療機関、急性期医療を担う医療機関)**

- 来院後、速やかに初期治療を開始するとともに、30分以内に専門的な治療を開始します。
- 心筋梗塞等の心血管疾患が疑われる者の初期治療に必要な検査及び処置、専門的な診療について、24時間対応可能な体制を維持します。
- 呼吸管理、疼痛管理等の全身管理やポンプ失調などの合併症治療を行います。
- 冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能、又は外科的治療が可能な施設との連携体制の構築を図ります。
- 慢性心不全の急性増悪時に、状態の安定化に必要な内科的治療を行います。
- 運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を予防し、多職種による多面的・包括的なリハビリテーションを実施します。
- 再発予防に必要な知識や再発を疑う症状出現時の対応について、本人及び家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。
- 回復期の医療機関やかかりつけ医と診療情報や治療計画を共有するなどして連携を図ります。また、再発予防のため、定期的に専門検査を実施します。

(4) 回復期医療**(内科、循環器科または心臓血管外科を有する病院・診療所)**

- 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等への対応などを行います。
- 入院又は通院により、合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションを実施します。
- 再発予防に必要な知識や再発を疑う症状出現時の対応について、本人及び家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。
- 救急処置が可能な医療機関と連携し、合併症併発時や再発時などの緊急時に対応できる医療体制を維持します。
- 急性期及び在宅医療を担う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携を図ります。
- デジタル技術の活用により、急性期から一貫した医療を継続できる体制の推進を図ります。

(5) 維持期医療

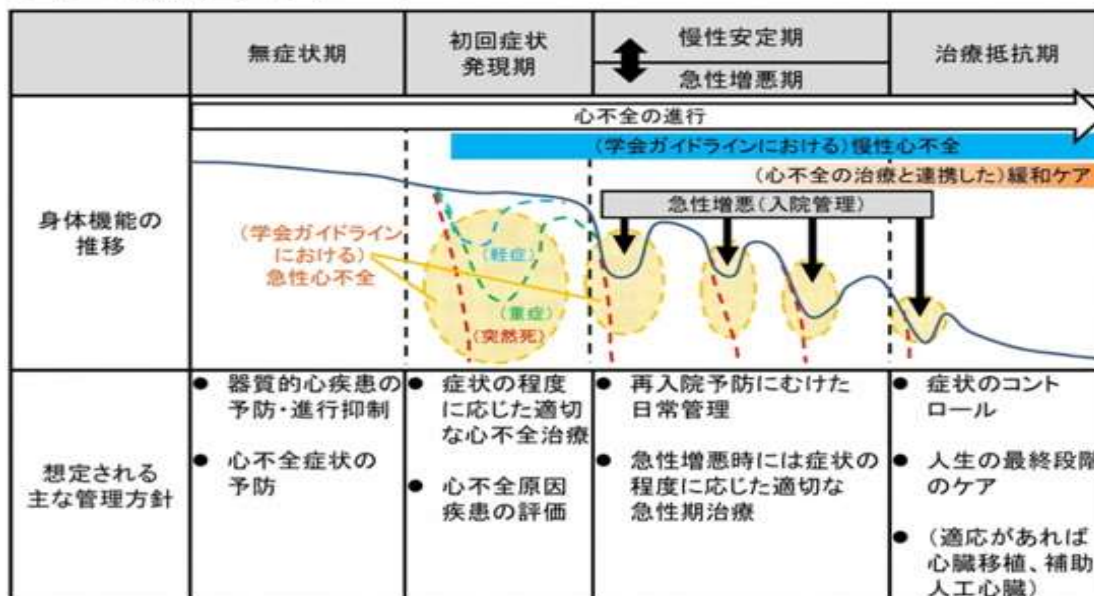
(かかりつけ医)

- 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等への対応を行います。
- 再発予防に必要な知識や再発を疑う症状出現時の対応について、本人及び家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。
- 救急処置が可能な医療機関と連携し、合併症併発時や再発時などの緊急時に対応できる医療体制とします。
- 急性期の医療機関・介護保険関連施設等と診療情報や治療計画等を共有し、再発予防のための定期的な専門的検査や合併症併発時・再発時の対応を含めた連携を図ります。
- 在宅での運動療法や再発予防のための疾病管理について、医療機関や訪問看護ステーション、かかりつけ薬局、歯科診療所等が連携して支援します。

(6) 緩和ケア

- 治療の初期段階から状態に応じた適切な緩和ケアが提供されるよう、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）による個人の意思決定を支援します。

心不全の臨床経過のイメージ



* 厚生労働省「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方について」(平成 29 年 7 月)

4 数値目標等

指標区分	指標名(単位)	現状値	目標(R11)	現状値の出典 (策定時・見直し時の年次)	
体制整備	急性期医療を担う医療機関数(か所)	6	現状維持	北海道保健福祉部調査 急性期医療の公表医療機関 (令和5年4月1日現在)	
	心大血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関数(か所)	7	現状より増加	診療報酬施設基準[厚生労働省] (令和5年4月1日現在)	
	地域連携クリティカルパスを導入している医療機関数(か所)	1	現状より増加	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月1日現在)	
実施件数等	喫煙率(%) (40歳~74歳)	26.8	現状より減少	NDB オープンデータより算出 (第9回(令和3年度実績))	
	特定健診受診率(%)	33.1	現状より増加	特定健康診査・特定保健指導実施 結果集計表[北海道国民健康保険 連合会](令和4年)	
	特定保健指導実施率(%)	46.9	現状より増加		
住民の健康状態等	高血圧の改善(40~74歳) 収縮期血圧の平均値 mHg	男性	130.1	現状より減少	NDB オープンデータより算出 (第9回(令和3年度実績))
		女性	125.2	現状より減少	
	急性心筋梗塞死亡率 (人口10万対)	男性	43.6	現状より減少	地域保健情報年報(北海道保健福祉部健康安全局地域保健課)のデータをもとに算出(令和3年度)
		女性	23.3		

* 「北海道健康増進計画」(令和6年)と調和を図る指標の目標値については、維持・向上とする。

* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。

5 数値目標等を達成するために必要な施策

(1) 予防対策の充実

- 道・市町・医療保険者が連携して、特定健康診査の意義を広く周知するとともに、特定健康診査・特定保健指導の充実に努めます。
- 高血圧や脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム、喫煙習慣がある者への支援を早期に開始し、心筋梗塞等の心血管疾患の発症予防に努めます。
- 施設内禁煙等の環境づくりを推進し、受動喫煙防止に努めます。

(2) 医療連携体制の充実

- 発症予防、応急手当・病院前救護、急性期医療、回復期医療、維持期医療の各期における医療機関及び関係団体の取組みを促進します。
- 急性期から回復期、発症再発予防まで切れ目なく適切な医療が提供できるよう、地域連携クリティカルパスやICTを活用した患者情報共有ネットワーク、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し、患者の受療動向に応じた連携体制の充実に努めます。
- 隣接する圏域から患者が当圏域の医療機関に受診していることから、その患者が安心して地域で医療を受けられるよう、必要に応じて地域医療構想調整会議等により圏域間での医療連携について協議します。

(3) 疾病管理・再発予防

- 慢性心不全患者に対しては、自覚症状や運動耐容能の改善及び心不全増悪や再入院防止を目的に、運動療法、患者教育、カウンセリング等を含む多職種による多面的・包括的なリハビリテーションを実施します。
- 慢性心不全患者の管理に当たっては、関係者間で心不全の概念を共有することが重要であること

から、患者やその家族、心血管疾患を専門としない医療従事者や介護関係者等への正しい知識の普及に努めます。

6 医療機関等の具体的名称

(心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関の公表基準)

次の①～③が24時間対応可能であり(病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む)、かつ、④または⑤を満たす病院・診療所

- ① 放射線等機器検査(心電図・冠動脈造影等)
- ② 臨床検査(血清マーカー等)
- ③ 経皮的冠動脈形成術の治療
- ④ 冠動脈バイパス術等外科的治療が実施可能
- ⑤ 冠動脈バイパス術等外科的治療は実施しないが、他医療機関への紹介が可能

(医療機関名)

上記の公表基準を満たした医療機関(第6章別表参照 *随時更新)

7 歯科医療機関(病院歯科、歯科診療所)の役割

慢性心不全患者においては、口腔衛生及び口腔機能の維持・管理を行い、誤嚥性肺炎や低栄養を予防することが重要であることから、地域の循環器科等の医療機関と連携した療養支援体制の充実に努めます。

8 薬局の役割

- 急性心筋梗塞の発症や再発予防のためには、患者が薬物治療について正しく理解し、適切に服薬等を行うことが重要であることから、薬局において、薬学的管理(薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等)を行うとともに、患者への適切な服薬指導などに努めます。
- 在宅患者に対しては、薬局において、医療機関や訪問看護事業所等と連携し、薬学的管理の下、訪問による患者への適切な服薬指導等を行うとともに、在宅療養で必要な医薬品や医療・衛生材料等の供給に努めます。

9 訪問看護事業所の役割

- 心疾患患者の療養生活を支援するに当たっては、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師が入院中から連携し、在宅療養の環境整備に努めます。
- 在宅での療養生活を継続する患者に対して、心疾患の治療及びその治療に伴う諸症状に適切な看護を提供するとともに、再発予防に向けた基礎疾患・危険因子の管理や生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを多機関・多職種と連携して実施します。
- 在宅での療養生活を継続する慢性心不全患者に対して、心不全増悪予防のための疾病管理や治療に伴う諸症状・全人的苦痛の緩和など適切な看護を提供しつつ、適切な療養行動を維持できるような患者及びその家族を支援し、生活の質(QOL)の向上を目指します。
また、運動耐容能の改善を目的とした運動療法やカウンセリング等、多職種と連携し、療養生活を支援します。
- 在宅療養中の心筋梗塞等の心血管疾患患者の再発等の急変時について、平時から緊急時の連絡体制や救急車到着までの対処方法などを患者・家族等患者の周囲にいる者と事前に取り決め、緊急時の対応に備えます。

心血管疾患の医療連携体制

急性期から回復期、維持期までの医療機関及び介護保険関連施設等が、診療情報や治療計画の共有による切れ目のない適切な医療が提供できるよう連携体制の充実を図ります。

